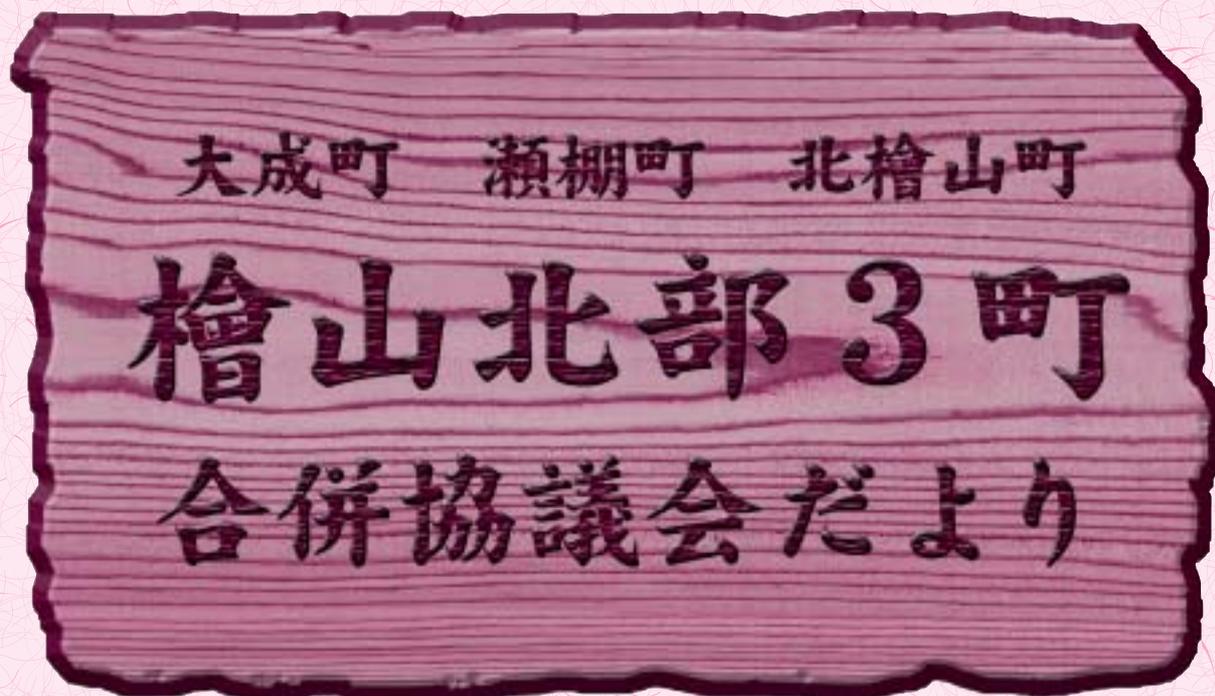


豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にすまちなちをめぐして



第8・9回合併協議会

新町の名称

『せたな町』に決まる!

第6回 北檜山町

10

第9回 合併協議会 開催

9

第8回 合併協議会 開催

2

第7号

2004.10

編集・発行 檜山北部3町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

第8回合併協議会開催



第8回檜山北部3町合併協議会が、平成16年9月24日（金）に瀬棚町民センターで、20名の委員の出席をいただき開催されました。

住民生活に密接にかかわりを持つ協議案件を、一步一步力強く階段を踏みしめて頂上に達するようというねらいを持って、委員一同熱心な協議を行いました。

協議事項

◎新町の名称

この協議案件については、新町名候補選定小委員会を設置、公募等も含めた新たな名称を幅広く検討した結果、前回の協議会において新町の名称候補として六点を選定したとの報告がありました。この新町名候補選定小委員会の選定結果を最大限に尊重することとして、六名の候補の中から、協議会として新町名を選定することになりました。今回は六点の中から無記名投票により二点に絞り、次回協議会（九ページ）において改めてその二点について慎重に協議をすることが承認されました。

新町名候補の選定結果

名称	ふりがな	得票数
せたな町	せ た な	15
北檜山町	きたひやま	8
西幸町	さいこう	7
狩場町	かりば	6
瀬棚町	せ た な	2
大成町	たいせい	2



名称	ふりがな	得票数
せたな町	せ た な	15
北檜山町	きたひやま	8

上位2候補として、「せたな町」、「北檜山町」が第1次選考として選定されました。

■主な意見・質問

意見—小委員会の経過を経て絞り込んだ六点から、さらに絞り込んで二点を選んだ方が、スムーズに移行すると思います。その選考方法には話し合いと投票がありますが、しこりのない、すっきりした選考ということと無記名投票にしてはと思います。

意見—考え方に同感いたします。無記名投票ですから、相当結果がばらつくのではないかと予想されるわけですが、そうした場合、投票数の多い順から上位二点を候補としてはどうですか。

協定項目
6

議会の議員の定数 及び任期の取扱い

調整内容

1. 3町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成19年4月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。
2. 合併後の議員定数は、在任特例の適用期間においては39人とし、適用期間後の定数については、新町の議会で決定する。
3. 選挙区の設置については、新町議会で決定する。

北檜山町議会議員の任期満了の平成19年4月29日を30日に改めることが承認されました。これは1日の違いにより、議員の共済掛金の負担が1ヵ月分かかり、当然個人の負担もありますが、町村の負担も15%あるため、長い目で見た経費の節減を考慮したものです。

◎議会の議員の定数及び任期の取扱い
(承認)

前回の協議会において、小委員会による調整案についての報告がなされましたが、その調整案を原案として、本協議会に提出された旨の説明がありました。協議の結果、一部を改めて原案について承認されました。

■主な意見・質問

質問—調整内容には賛成ですが、議

員の任期満了日を一日延ばすということはこの協議会で決めてしまっても、法的には可能なのですか。
回答—合併特例法によると、在任期間は二年以内となっていますので、日にちを指定することは問題ありません。通常であれば条例で規定しますが、あくまで合併における特例ということなので、この協議会で決まったことがそのまま条例に反映させられます。

協定項目
21-4

消防・防災事業 の取扱い

調整内容

- 1 防災行政無線施設については、統一配備を含め合併後に再編する。
- 2 消防団については、地域密着性、災害の地域特性を考慮し、合併時は現行のとおりとし、連絡調整的要素から連合本部組織を設置する。なお、消防団の統合については、住民の要望等を捉えながら将来に向け検討を進めることとする。
- 3 消防団に連絡調整の役割を担う連合消防団長(団長兼務)を設ける。
- 4 消防団員の定数については、現行のとおりとする。
- 5 消防団員の処遇については、合併後に調整する。

◎消防・防災事業の取扱い

この協議事項については、行財政専門部会と幹事会で調整案として検討した案文をたたき台として、協議が進められました。

消防については、危機管理の問題が関係してきますので、慎重に協議をする必要があることから継続協議となりました。

■主な意見・質問

意見—いろいろな問題が協議会で先送りになり、合併後に調整ということが多いのですが、消防団の統合についても「将来に向け検討」とありますが、連合団長と団長との命令系統が複雑になるので、三つの団を一つに統合した方がいいのではないかと思います。

◎環境衛生・環境保全事業の取扱い
(承認)

この事業の取扱いについては、保健福祉、産業建設各専門部会及び幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行いました。協議の結果、原案について承認されました。

■主な意見・質問

意見—大成町がやっている火葬場が三十年もたち、相当古いので、廃止になった場合には狩場葬祭を利用してほしいとのことですが、大成町の住民にとっては地理的に大変不便を感じます。この大成町の火葬場をできるだけ維持して残す方向で、検討をお願いします。

環境衛生・環境保全
事業の取扱い

協定項目
21-5

調整内容

- (1) クリーンアップ作戦事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 生ごみ堆肥化容器購入費補助制度については、合併時に廃止する。
- (3) 資源回収奨励制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
奨励金の交付基準については、合併時に調整する。
- (4) 遺体搬送費助成制度については、合併時に廃止する。

◎福祉・保育・保健衛生
事業の取扱い (承認)

この事業の取扱いについては、保健福祉専門部会及び幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行いました。原案が承認されました。

■主な意見・質問

質問—福祉事業の(7)ですが、福祉協議会だけは現行の委託先を合併後も継続し、他の委託事業は、それぞれ事業内容や委託料に差異があるので一本化する、という考え方でいいのですか。

回答—今の段階で言えることは、各町の社会福祉協議会に現事業を委託していきたいということです。

質問—社会福祉協議会は、今金を含めた四町で連絡協議会をつくっています。今後新町になった場合、二町の連絡協議会になるのですか。

回答—その点については、

現在把握していません。ただ、大きくは一町の社会福祉協議会というものが、三町の中でできるだろうと考えています。



質問—胃がん検診について、委託先の機関の一本化を検討するとなっています。現在複数の団体が入ってきていますが、一本化の可能性は？

回答—現実には難しい問題だと思えます。結果としてはどのようになるかわかりませんが、未定の部分であるということなので検討をしております。

協定項目

21-7

福祉・保育・保健衛生事業の取扱い

調整内容

福祉事業

福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 児童館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 重度障害児（者）日常生活用具給付等制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (3) 身体・知的・児童障害者支援費制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (4) 戦没者追悼式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (5) 平和祈念式典については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (6) 災害弔慰金支給制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (7) 社会福祉協議会に委託している事業については、新町においても引き続き委託するものとする。事業内容、委託料については、合併後に再編する。
- (8) 在宅介護支援センター事業所については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。
- (9) 第2期高齢者保健福祉計画については、平成17年度は旧町ごとの計画により従来どおり取扱うものとする。第3期高齢者保健福祉計画については、合併後に新町において計画策定を行うものとする。
- (10) 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、利用者負担金等については、合併後に調整する。
- (11) 在宅老人緊急通報システム事業については、業務は現行のとおり、新町に引き継ぐものとし、合併後、保守点検業務委託先等については、調整し一本化を図るものとする。
- (12) 長寿祝金及び敬老金支給事業については、平成17年度事業は、現行のとおり実施し、合併後は廃止の方向で検討する。
- (13) 敬老会事業については、新町においても実施する。
平成17年度は、現行どおりの方法で実施し、合併後は、対象年齢、開催方法等について検討する。

保育事業

保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併後、段階的に調整する。
保育料管理事務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) へき地保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併後、段階的に調整する。
保育料管理事務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (3) 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (4) 学童児童保育については、合併後に再編し、利用料等の一元化を図るものとする。

保健衛生事業

保健衛生事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 健康相談事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
健康相談の方法等については、地区巡回の必要もあることから、合併後に検討する。
- (2) 生活習慣病検診事業については、平成17年度は現行のとおり実施し、合併後に再編する。
 - ① 個人負担金は従来どおり徴収することとし、検診項目にあわせて料金体系を統一する。
 - ② 委託機関の一本化が図れるよう検討する。また、町内病院等での検診は、受け入れ体制を考慮しながら、一般診療に支障がない範囲で実施する。
 - ③ 対象年齢を統一する。
- (3) 胃がん検診事業については、合併後に再編する。
 - ① 合併後は、委託先の本化について検討する。
 - ② 自己負担金については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から徴収金を統一する。
- (4) インフルエンザ予防接種事業については、合併後に再編する。
 - ① 対象者、自己負担金等については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
 - ② 集団接種や個別接種等の方法についても検討する。
- (5) 健康まつり事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

◎介護保険事業の取扱い

(承認)

この事業の取扱いについては、保健福祉専門部会並びに幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行い、承認されました。前回の協議会において、広域連合を脱退し、広域連合に加入しない、との方針決定がなされていることから、新町において新たに介護保険事業の取扱い方針を定める必要があるとの説明がありました。

協定項目
21-8

介護保険事業の取扱い

調整内容

- 介護保険事業については、次のとおりとする。
- (1) 介護保険事業については、新町において取り扱うものとする。
 - (2) 介護保険事業計画の策定については、3町を一体とした計画を策定し、平成18年度から適用する。
 - (3) 介護保険の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から保険料を統一する。
 - (4) 第1号被保険者の普通徴収の納期については、7月から12月までの年6回とする。
 - (5) 介護認定審査会については、新町において新たに設置する。

●第1号被保険者数

(単位：人・%)

	瀬棚町	北檜山町	大成町	3町計	今金町	4町計
総人口	2,757	5,997	2,512	11,266	6,715	17,981
65歳以上75歳未満(前期高齢者)	404	898	497	1,799	962	2,761
75歳以上(後期高齢者)	395	886	487	1,768	941	2,709
65歳以上合計	799	1,784	984	3,567	1,903	5,470
高齢化率	28.98	29.75	39.17	31.66	28.34	30.42

*平成16年4月介護保険事業状況報告数値

●第1号被保険者のいる世帯数

(単位：世帯)

瀬棚町	北檜山町	大成町	3町合計	今金町	4町合計
582	1,252	708	2,542	1,313	3,855

*平成16年4月介護保険事業状況報告数値

●要介護(要支援)認定者数

(単位：人)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1・2号被保険者合計(65歳以上)							
瀬棚町	12	36	11	6	14	9	88
北檜山町	72	85	21	25	29	36	268
大成町	32	76	23	16	16	26	189
3町計	116	197	55	47	59	71	545
今金町	35	89	37	22	31	47	261
4町計	151	286	92	69	90	118	806

*平成16年4月介護保険事業状況報告数値

協定項目
21-10

広報・広聴事業の取扱い

調整内容

- 1 ホームページについては、合併後に再編する。
- 2 広報紙については、次のとおり合併後に再編するものとする。
 - (1) 広報紙の編集に当たっては、編集会議を開催する。
 - (2) 広報紙の内容については、合併後に検討する。
 - (3) 北檜山町の広報紙発行規則については、廃止とする。
 - (4) DTP機器のリース契約関係については、体制・活用方法を含め検討する。
- 3 地区懇談会については、開催方法を検討し、合併後に再編するものとする。さらには、広報・広聴機能の一層の強化を図るものとする。

◎広報・広聴事業の取扱い(承認)
広報・広聴事業の取扱いについては、行財政専門部会と幹事会で検討した調整案を原案として協議を行い、承認されました。

協定項目
21-11

電算システム 事業の取扱い

市町村の行政運営に電算システムは欠かせない存在となっており、情報化の推進による事務の効率化はますます重要性を増しています。

合併時の各庁舎窓口での取扱い業務は、本庁窓口と同様の手続きの申請や証明書が発行可能であることが必要であり、住民記録システムや税システムは1つのシステムで運用する必要があります。

現状では3町の電算システムは個別にそれぞれ稼働しており、合併による事務の混乱や住民サービスの低下を招かないよう、住民記録システムや税システムなどの基幹システムは、各町のデータや事務を統一的に管理しなければなりません。

そのため、合併時に電算システムの統合を行わなければ、住民サービスの低下を招き、混乱をきたす恐れがあることから、電算システムを統合し、合併時に稼働させることが必要となります。

調整内容

電算システム統合基本方針

新町の電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合することとし、各庁舎間（本庁・支所等）のネットワークにより運用するものとする。

システム統合は、既存の電算機器等を有効に活用しながら、次の方針により調整する。

統合方針

- (1) 基幹システムについては、合併時までにシステム統合が確実に完了できる方式を採用する。
- (2) 基幹システム以外の個別業務システムについては、基幹システムとの連動性、統合の必要性、統合時期等を検討しながら調整する。
- (3) ネットワークについては、合併時までに国の電子自治体構想に対応可能なネットワークを構築することとし、複数庁舎に分散する職員の情報共有を効率的に行えるシステムとする。

一般的な統合パターン

新規システム（パッケージ）を導入	開発費用・期間ともに大きく、合併時の導入においては非常にリスクが高い
1町の現行システムに集約	短期間・低コストで比較的安全にシステム統合することができる（先進事例においてはこのパターンが一番多い）
システム間インターフェースをとり、3町の現行システムをそのまま利用	理論的には可能でも、実際にシステム間インターフェースをとるのは難しく、リスクも高い

◎電算システム事業の取扱い
（承認）
電算システム事業は、情報処理機器の発達により行政運営に不可欠なものとなっています。合併に伴い、本庁窓口と支所窓口が設置されることにより、本庁と同様の申請や証明書などの発行をしなければなりません。このため、基幹システムとなる住民記録システムや税システムなどの統合をすることが必要になる旨の説明があり、原案が承認されました。

集約と仮定した場合の住民情報系システム（住基・印鑑・選挙・税関連等）のメリット・デメリット

方法	メリット	デメリット
大成町システムに集約	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年に導入された新しいシステム。OSもWindows2000で問題なし。 ・機能的な面や、サポート面での問題はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能としては、住基・印鑑・選挙しか導入されていないため、税関連を新規導入しなければならない。
瀬棚町システムに集約	<ul style="list-style-type: none"> ・機能的な面や、サポート面での問題はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能としては、住基・印鑑・選挙しか導入されていないため、税関連を新規導入しなければならない。 ・導入は平成13年だが、OSがWindows NTのため、将来性に不安。マイクロソフトのWindows NTの正式サポートは終わっている。
北檜山町システムに集約	<ul style="list-style-type: none"> ・総合パッケージとして、住基・税関連だけでなく、財務会計も導入されている。 ・データ量（人口）の多い町のシステムに集約するのが無難であり、移行が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関連で不具合や使い勝手のよくない部分がある。 ・インテックのサポートに不満あり。 ・クライアントのOSはWindows95で、マイクロソフトの正式サポートは終わっている。

◎交通関係事業の取扱い (承認)

この協議案件については、行財政専門部会と幹事会で検討した調整案を原案として協議を行い、承認されました。生活路線バス運行は事業目的にもあるように、地域住民の生活上、不可欠な公共交通機関であることを踏まえ、当面、現行のとおり運行することの説明がありました。

協定項目
21-13

交通関係事業の取扱い

調整内容

- 1 町営バス運行事業については、当面、現行のとおりとする。
- 2 生活交通路線バス対策事業については、当面現行のとおりとし、新町において再編する。
- 3 福祉バス及び患者輸送バスについては、現行のとおりとし、車両更新時に委託方式を検討する。

第3回 新町建設計画策定小委員会

日 時	平成 16 年 9 月 27 日 (月) 午後 1 時 30 分～
場 所	北檜山町健康センター
出席委員	8 名 (内 代理 2 人)
欠席委員	2 名

平成 16 年 9 月 27 日、第 3 回新町建設計画策定小委員会が開催されました。

新町まちづくりプラン (新町建設計画) の策定について、熱心な協議が行われました。

協議内容	結 果
1 新町まちづくりプラン (新町建設計画) の策定に伴う北海道に対する事前協議について	・新町まちづくりプランの策定に伴う北海道に対する事前協議を行った事業整理表の報告について確認した。 (事業の内容は、第7回檜山北部3町合併協議会に報告の内容)
2 新町まちづくりプラン (新町建設計画) の策定について	①新町まちづくりプラン (案) 本文中の修正を行った。 ②新町まちづくりプラン基本施策に係る主要事業の修正を行った。

協議第1号 新町まちづくりプラン (新町建設計画) の策定について

①新町まちづくりプラン (骨格案) の修正について

新町まちづくりプラン (新町建設計画) 「骨子案」本文中を次のとおり修正する。

項 目	修 正 内 容
3 町の沿革	大成町の表中「(明治 14 年)」を「(明治 12 年)」に修正。
3 交流人口	内容を別紙のとおり追加する。
基本施策 4	基本施策 4 の文章中「国」を「国道」に修正。
(2)土地利用の現状	表中の「海浜レクリエーション交流・観光ゾーン」及びを「水産業生産・交流ゾーン」に修正し、文章を別紙のように修正する。
4 地域別整備の方針	別紙の項目により策定する。(内容は次回小委員会で協議)
主要事業	表中の「高齢者施策の推進」の項目に「高齢者福祉施設の整備」を追加する。
(2)水産業の振興	文章中、下段の「守り・育て・売る」を「つくり・育て・売る」に修正する。
主要事業	表中の「国際交流の充実と地域間交流の推進」の項目から「国際交流アドバイザーの配置」を削る。

②新町まちづくりプラン (新町建設計画) 基本施策に係る主要事業の修正について

『せたな町』に決定!!

第9回合併協議会開催

第9回檜山北部3町合併協議会が平成16年10月8日(金)に北檜山町農村環境改善センターで開催されました。

3町の町民にとって最も関心のある「新町の名称」について協議が行われ、無記名投票の結果、新町の名称は「せたな町」に決定しました。



報告事項

◎第3回新町建設計画策定小委員会経過報告

- 1 新町づくりプラン(新町建設計画)の策定に伴う北海道に対する事前協議について
- ・新町まちづくりプランの策定に伴う北海道に対する事前協議を行った事業整理表の報告について確認。
- 2 新町まちづくりプラン(新町建設計画)の策定について

- ① 新町まちづくりプラン(案)の修正を行いました。
- ② 新町まちづくりプラン基本施策に係る主要事業の修正を行いました。

協議事項

◎新町の名称

(承認)

前回の協議会において新町の名称候補として「せたな町」と「北檜山町」の2点に絞り、次回の協議会において新町名を選定することとしていました。

選考方法は協議により無記名投票とし、投票の結果「せたな町」と決定しました。

投票結果(二名欠席)

せたな町 十三票
北檜山町 七票

協定項目 3 新町の名称

調整内容
新町の名称は『せたな町』とする。

◎消防・防災事業の取扱い(承認)

前回の協議会において継続協議としていましたが、幹事会で再検討され、前回示した調整内容のとおりとして再提案され、承認されました。

協定項目 21-4 消防・防災事業の取扱い

調整内容
(P3と同じ)
承認

第三回 新町名候補選定小委員会

平成十六年十月八日(金)

第九回檜山北部3町合併協議会終了後、引き続き第三回新町名候補選定小委員会が開催され、継続協議となっていた新町の「郡の所属の取扱いについて」が協議されましたが、委員からは「新町の名称が決定されたばかりなので、各町の検討時間が必要」とのことから再度継続協議となりました。

◎郡の所属の取扱いについて

新町の郡の所属については、北海道知事が決定することとされていますが、合併協議を行って市町村の協議により方針決定されたものを尊重することとされていることから協議するものです。新町の郡の所属は、瀬棚郡、久遠郡、または新たな郡を設け、そこに所属する三つのパターンが考えられます。

檜山北部3町を訪ねて 北檜山町



熱気、そして喜びにあふれる、まちの祭典

北檜山町には豊かな自然を楽しみ、感謝するまつりやイベントが数多くあります。代々受け継がれてきた伝統行事を新しい時代に伝え、また町民一人ひとりが参加して未来につないでいく――。

まつりは新たな生活文化となって息づいています。

初 午	2月初旬
玉川公園水仙まつり	5月第2日曜日
浮島公園まつり	6月第4日曜日
温泉まつり	7月下旬
夏まつり	8月中旬
秋まつり	9月14、15日



協議会は公開しています

協議会は公開していますので、傍聴することができます。詳しくは、合併協議会事務局までお問い合わせください。

皆様の傍聴をお待ちしています。

第11回合併協議会(予定)

日時：平成16年11月10日(水)午後1時30分～

場所：瀬棚町 町民センター

第12回合併協議会(予定)

日時：平成16年12月7日(火)午後1時30分～

場所：北檜山町 健康センター

※日時は都合により変更となる場合がありますので、ご確認ください。

お知らせ

ホームページアドレスが変わりました。

9月から新アドレスへ移行しました。

※お気に入り(ブックマーク)に登録されている方は、変更お願いいたします。

お問い合わせ

ご意見、ご質問をお寄せください。

合併協議会事務局では、皆様の合併に関するご意見やご質問をお待ちしております。

檜山北部3町合併協議会事務局

新アドレス <http://www.dsunit.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

旧アドレス <http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp